

電子入札における条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、出水市条件付一般競争入札実施要綱（平成19年出水市告示第46号。以下「実施要綱」という。）第14条の規定に基づき、出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号。以下「契約規則」という。）第3条に規定する電子入札における条件付一般競争入札（以下「電子入札案件」という。）の取扱いについて、法令、条例、規則及び出水市電子入札試行運用規程（平成20年出水市告示第166号。以下「運用規程」という。）その他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加申込書)

第2条 電子入札案件における入札参加申込書の提出は、契約規則第3条に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。この場合においては、電子入札システムの入札参加資格確認申請の添付資料の機能を利用するものとする。

2 電子入札案件における入札参加申込書の提出期限は、原則として入札書受付開始日時までとする。ただし、入札書受付開始日時が、入札期間の初日における電子入札システムの運用開始時刻であるときは、その日の前日以前において電子入札システムを運用する日の電子入札システムの運用終了時刻までとする。

3 契約担当者は、電子入札システムにより入札参加申込書が提出されたときは、入札参加申込書を受け付けた旨を電子入札システムにより通知するものとする。この場合において、電子入札システムの競争参加資格確認通知の機能を利用するものとする。

4 契約担当者は、運用規程第13条の紙入札参加承認を受けた者（以下「紙入札参加者」という。）が、入札参加申込書を書面により提出したときは、受付印を押印した入札参加申込書の写し（以下「受付済の申込書（写し）」という。）を当該紙入札参加者に交付するものとする。ただし、入札の日に入札参加申込書を提出したものについては、受付済の申込書（写し）の交付を省略

することができるものとする。

(入札の執行)

第3条 電子入札案件については、前条第4項の規定は適用しない。ただし、紙入札参加者については、この限りでない。

(入札の無効)

第4条 電子入札案件については、実施要綱第8条に規定するもののほか、紙入札参加者が電子入札による入札書を提出したときは、紙入札による入札書及び電子入札による入札書の双方を無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(落札候補者の決定)

第5条 契約担当者は、電子入札案件において実施要綱第8条第3項及び第4項の規定により、落札候補者を決定したときは、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に電子入札システムにより通知するものとする。この場合においては、電子入札システムの保留通知の機能を利用するものとし、落札候補者に対しては、所定の期限までに実施要綱第9条第2項の申請書及び資料の書面による提出を求める旨を併せて通知するものとする。

2 電子入札案件における実施要綱第8条第4項の落札候補者を決定するためのくじは、運用規程第9条第4項の電子くじにおいて使用するくじ番号を用いて行うものとする。

(落札者の決定)

第6条 契約担当者は、電子入札案件について落札候補者の入札参加資格の確認を行い、実施要綱第10条第2項の落札者を決定した旨の通知は、同項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行うものとする。

(新たな落札候補者の入札参加資格の確認)

第7条 電子入札案件における実施要綱第10条第4項の新たな落札候補者を決定した旨並びに新たな落札候補者に実施要綱第9条第2項の申請書及び資料の提出を求める旨の通知は、同項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行うものとする。この場合においては、電子入札システムの保留通知の機能を利用するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。